

# 省エネ家電への買い換えを補助します

上山市では、省エネ家電製品への買い換えを促進し、物価高騰の影響を受ける家庭の負担軽減とゼロカーボンシティの実現のため、省エネ家電製品を買い換える方に対し、補助金を交付します。

## 【補助金交付の対象となる人】 次の全ての項目に該当する人

- 市内に住所がある個人
- 自身が居住する住宅でお使いの家電製品（エアコン、冷蔵庫、照明機器）を同じ種類の対象製品に買い換え、設置した人
  - ※照明機器は、LED照明以外からの買い換えが対象となります。
  - ※賃貸住宅等の場合は、住宅の所有者から設置の同意が必要です。
  - ※店舗付き住宅の場合は居住部分に限ります。
- 同じ世帯の人が、この補助金を受けていない人
- 省エネ家電製品について、国、県、本市、その他の団体の補助金等の交付を受けていない人
- 市税の滞納がない人



## 【補助金額】

- 補助対象経費の30%（上限5万円）※1,000円未満切り捨て
- 補助対象経費 省エネ家電（エアコン、冷蔵庫、LED照明機器）の本体価格及び設置工事費
  - ※既存の家電製品の処分に係る費用は対象外です。
  - ※クーポンやポイント等による割引分を差し引いた額が対象となります。

## 【補助対象の要件】

- 市内の店舗で購入した新品のもの（インターネットや個人売買で購入したものは対象外）
- 経済産業省が定める最新の省エネ基準達成率が100%以上または、統一省エネラベルの多段階評価点が4.0以上のもの



統一省エネラベル（例）

## 【事業実施期間】

- 対象となる購入日 令和8年4月1日（水）から9月30日（水）まで
- 申請期間 令和8年5月8日（金）から10月30日（金）まで
  - ※上記の期間内であっても予算の上限に達した時点で受付を終了します。

## 【補助金の交付に係る提出書類】

- 上山市省エネ家電買い換え促進事業補助金交付申請書兼実績報告書（所定の様式があります。）
- 対象製品の購入及び設置費用に係る領収書又はレシートの写し
- 補助対象経費の内訳がわかる書類の写し
- 対象製品の省エネ基準達成率及び統一省エネラベルが確認できるカタログや仕様書等の写し
- メーカーが作成した対象製品の保証書の写し
- 既存家電製品の確認資料
  - 《エアコン、冷蔵庫》 特定家電用機器廃棄物管理票（排出者控え）の写し
  - 《照明機器》 設置状況がわかる写真
- 買い換え後の製品の設置状況がわかる写真
- 請求書（所定の様式があります。）、通帳の写し、印鑑



詳しくは、市ホームページ  
をご確認ください